



公 告

このたび、高松市香南町及び綾川町畑田の一部の区域を受益地とする県営農業水路等長寿命化・防災減災事業（長寿命化対策）香東川沿岸(池西幹線)地区を、別紙の事業計画概要書に基づき、県営土地改良事業として施行すべき申請をしたいので、土地改良法（以下「法」という。）第85条の3第4項で準用する第85条第6項の規定により公告する。

令和 8 年 1 月 30 日

申請人 住所
氏名



記

1. 縦覧に供すべき書類の名称

県営農業水路等長寿命化・防災減災事業（長寿命化対策）
香東川沿岸(池西幹線)地区計画概要書

2. 縦覧の期間

令和 8 年 1 月 30 日から 20 日間

3. 縦覧場所

香川県土地改良課のウェブサイト

4. 意見書の提出

縦覧期間満了の日までに、書面により施行申請人に提出すること